



CONTENTS

I Farewell

退職を迎えて一残された研究課題
立命 38 年、まだ…

大久保 史郎 2
安本 典夫 5

II My Book

『都市法概説』

安本 典夫 8

III Departure

旅立ちに向けて一感謝の気持ち
旅立ちに際し、感謝の意を込めて

佐々木 健 10
松久 和彦 11

IV Media Coverage I

学会・研究活動報告

12

V Media Coverage II

定例研究会

22

VI New Book

新刊図書

23

退職記念

Farewell

退職を迎えて一残された研究課題

大久保 史郎 OKUBO Shiro

1. 1974年（昭和49年）に広小路学舎に赴任してから、あれよ、あれよという間に、35年がすぎ、退職の時を迎えた。本年1月に入ってから、退職をめぐる諸事を重ねるなかで、否応なしに、お前は、研究・教育において、何をしてきたのかを問われることになった。教育は、幸いにして、多くの学生に恵まれたので、私にとって愉快で、実り多い経験ということになったが、研究は？と聞かれると、どれもこれもが中途半端と云わざるをえない。

私の場合、研究とはそのようなもの、ということではすまない自分の性格が反映している。私は、そもそも学問・研究を志して、大学教員になったというより、その時々的事件に出会い、その場、その場の関心に赴くままに、読んだり、考えたり、論じてみたりすること、その手段として、研究者の道に入り込んだというのが真相だからである。したがって、どのテーマを取り上げて、完結したものではなく、やり残してばかりということになる。

定年退職に際して、その主たるものだけでも明らかにする義務があるかもしれない。

2. 研究者としての最初のテーマは、公務員の政治活動の制限、すなわち、国公法102条・人事院規則147と罰則を規定した国公法110条1項19号の比較法研究であった。大学院生時代に、この違憲性を問う猿払事件訴訟に関わり、これが契機になって、研究の道に入った。占領下に、強行・制定された国公法による制限・禁止の母法がアメリカ公務員法—いわゆるハッチ法であり、ここでの公務員の政治活動の大幅な禁止は簞官制に起因するアメリカ公務員制の歴史的特徴であった。これが、占領下での政治的事情から、歴史も体質を異にする日本に強引に持ち込まれて、様々な思惑から、維持されていたのである。そこ

で、その比較法的研究ということになった。

アメリカでは、1978年に、連邦公務員法が全面改正され、この時に取り残された公務員の政治活動の大幅な制限も1993年改正によって、実質的に撤廃されている。1981年に、「アメリカ公務員制度改革小論」（立命館法学150-154号）で、その概観を描き、関係資料を準備していたが、まとめ損なってきた。

言い訳としては、日本では、猿払事件最高裁判決と関連判決のあと、この種の事件訴訟が途絶えたことがある。政治活動の自由だけでなく、労働基本権についても、動きは止まってしまった。もっとも2004年に、この国公法による起訴事件が30余年ぶりに起きて、現在、高裁・最高裁と進みつつある（法律時報増刊『新たな監視社会と市民的自由の現在』2006年）。この訴訟事件の進行に合わせて、これをまとめる必要が出てきた。あまり手を広げず、やれる範囲でまとめなければならない。

3. 60年代から70年代は大型の憲法裁判が陸続と続いた時期であった。日本の最高裁は66年の東京中郵事件判決や都教組事件判決をピークとするリベラル化の時期から、73年の全農林警職法事件最高裁判決に始まる「逆転」・「保守化」の時期へと、変転する。猿払事件判決もその一つであったが、こうした憲法裁判の激動は日本の司法審査制・違憲審査のあり方を問うことになる。これを訴訟技術面から迫ったのが東大の芦部信喜を開拓者とする憲法訴訟論であった。この憲法訴訟論のモデルはアメリカ司法審査論であったが、この司法審査論を中核とするアメリカ憲法理論の批判的な分析は80年代の私のテーマであった。あれこれ、書いたが、1986年の「アメリカ憲法理論の現段階・覚書—司法審査制論争を手がかりに」（名古屋大学法政論集119号）以来、

これが途絶えている。日本の最高裁による憲法判例の硬直化がひどく、他方で、バーガー・コート、レンキスト・コートと、アメリカ最高裁の保守化が進んで、知的関心をそえられることがなくなったという事情があったかもしれない。ともあれ、80年代以降、日本の最高裁研究は全般的に低調化したのだが、私もその例にもれない。

しかし、憲法判例をこれほど日常的に扱いながら、それを生産している司法審査制、最高裁を対象にする研究が不在の現状をどのように考えるべきなのだろうか。嘆く前に、自分でやれ、と言われることになるだろう。日本はともかく、アメリカ最高裁論については、今から、これに突っ込むことはできないだろうが、あれこれの個別論点を取りあげつつ、現代国家・現代社会における司法および違憲審査の位置・機能という角度から問題をとらえることだけは維持したいと思う。

4. 90年代のテーマとして、「人間の安全保障」論がある。日本の憲法学者は、「国際貢献」の名による9条解釈改憲論に対応せざるをえなくなり、私も日本国憲法の平和主義—その歴史と現実的な役割を主張する場面に度々、出会わせた。この9条平和主義を人権論として構成するのが日本の「平和的生存権」論であるが、これをグローバルに、普遍化させるのが「人間の安全保障 (human security) 論」であった。人間の安全保障は、対象が生活・食料・医療・環境・身体・地域社会・人権 (基本的自由) まで、多岐・広範囲にわたる。現在までの私の作業はこの広がりを強調するだけにとどまっている (『グローバリゼーションと人間の安全保障』日本評論社 2007 年)。

しかし、この人間の安全保障の起源は、平和的生存権 (日本国憲法前文の「平和のうちに生存する権利」) と共通の「恐怖と欠乏からの自由 (Freedom from fear and want)」である。ここでは、人権と平和の関係をどのようにリンクさせるかという難問が浮上する。少し説明すると、実は、戦後人権の前提となったのが9条平和主義であった。9条があったからこそ、戦後日本で人権を語ることができたというのは歴史事実であったと思う。だが、人権と平和の関係をこのような順接的な

大久保史郎 法科大学院教授 退職記念講義
戦後人権と憲法学 —戦後人権論の視点
 主催：立命館大学法学部・立命館大学法学会



関係、相互補完的な関係として語ることが一般に可能か。国際的には——inter・national には——、人権のために平和を破る、武力介入するというのがリアル・ポリティックスである。少し乱暴な言い方をすると、平和のために人権を犠牲にする、人権のために平和を犠牲にする、この間で、思い悩むということである。

さらに、付け加えると、「人間の安全保障」は、生活も人権も、なのだが、生活と人権はどちらが優先事項なのだろうか (ここでいう人権とは伝統的な市民的自由を念頭に置いている)。生活と人権の関係も実はむずかしい。「人権より生活です」といったら、「憲法学者か!」と問われそうである。敗戦直後の集会には「憲法より、メシだ」というスローガンが登場し、これは開発独裁国家の指導者が使う言葉でもある。他方に、「自由か、死か」というパトリック・ヘンリーの言葉もある。「人間の安全保障」に好意的な政府の中で、「生活・生存」を重視する日本政府と、「生命・身体的自由」を重視し、人道的介入を主導するカナダ政府の対立はよく知られている。「人間の安全保障」一般を語るのはいいのだが、詰めて行くと、実践的にも、理論的にも、難問だらけなのである。

5. 以上のテーマを追求する中で、次第に、浮かび上がったのが戦後日本における人権論の軌跡と特徴を自分なりに掴む課題であった。戦後憲法が制定されて、人権が当然のごとく語られ、事件・判例になり、憲法解釈論

の日常テーマになっているが、その場合に、憲法学者が参照するのは欧米発祥の人権観念、憲法論である。その必要性や有効性を否定するつもりはない。しかし、戦後日本には、欧米議論をモデルにする、引き写すだけでは処理しきれない独特の軌跡があり、これを現代日本においても見いだすというのが私の発想であった。

これを突き詰めると、日本および欧米、ないし、社会一般における個と集団の関係に行き当たる。そこで、人権を担い手の側から捉えるのが人権論であると思うが、この人権の担い手としての個と集団をどのように把握し、構成するかが私の人権論の基本視点であった。この視点から、戦後人権論の軌跡を大筋でたどり、なんとか、80年代までは整理してみた(『人権主体としての個と集団』2003年、「人権論の現段階」公法研究67号2005年)が、90年代以降は全くの未整理である。

原因・理由はいろいろある。その一つが、現代に近づくにつれて、私の作業が憲法学に限定するようになってしまったことである。



戦後日本の人権論の起点を語った際に、これを憲法学に求めることができない、労働法学や法社会学に目を向けろ、というのが私の主張であったから、これでは矛盾も甚だしいと言われそうなのである。戦後人権論は、残された研究課題の中でも、もっとも大事にしているテーマであるだけに、方法論上の問題を含めて、相当の工夫が必要になっている。

結局は、日暮れて、道遠し、なのだろう。

(おおくぼ・しろう 憲法)

立命 38 年、まだ……

安本 典夫 YASUMOTO Norio

とうとう立命生活に幕を下ろす時がきた。まだ実感はわからないが、それでも研究室明け渡しのために、38 年間の垢をそぎ落とす果てしなき作業をしていると、終わるんだな、という感はいやでも迫ってくる。というより、明け渡し期限までにできるのだろうか、とせっぱ詰まってきた、というべきか。

日々学生と付き合って暮らすと、入れ替わり立ち替わり青年期の学生の成長の過程に触れ、その新鮮さで、38 年の長さを日常はあまり感じなかったが、こうして 38 年の垢と埃をはらって、うずもれた資料を整理していると、38 年の長さを実感する。

就職したのは、1971 年、27 歳だった。その前年まで、大学紛争の余塵くすぶる中で大学院生の生活を過ごしていた。学部時代のゼミは民法ゼミで、大学院で行政法に転向したのだが、その大学院生活がこういう状況だったので、行政法の基礎的なところを十分に押さええないままに教員になってしまったのでは、という心許なさがぬぐいきれなかった。

初年度の行政法の講義は行政法各論。ノートの準備がなかなかできず、ぎりぎりに用意できた。しかし、第 1 回は、余裕のないまま、どうもかなり早口になってしまったらしい。予定より十数分早くノートが尽きてしまった。「今日は第 1 回目なので早く終わります。」

ところが第 2 回も、注意していたつもりだが、やはり早口になってしまったらしい。数分早くノートが尽きた。「今日は第 2 回目なのですこし早く終わります。」

その後そのようなことはなくなったが、しかし、授業の準備には追われ、また授業そのものにも悪戦苦闘した。終わっても、ああ、またうまくやれなかったな、と気分が落ち着かない。原付バイクに乗って、当時の河原町



キャンパスから丸太町をゆっくりと西へ西へと走り、嵐山の川のあたりまで行って、引返す。バイクに乗っている間は全神経を運転に集中するのでほかのことを忘れることができた。これでも気分が落ち着かない場合は、バッティングセンターだ。

5 年たち、10 年たつうちに、自分なりのスタイルをだんだんつくりあげていったかと思う。ワイヤレスマイクで質問をして教室中をまわる。また、なるべく具体的な、身近な例をあげようと心がけた。その例も、典型例をまずあげることを心がけた。たとえば行政行為の例を問うても、よく勉強をしている学生ほど、判例を念頭に、行政計画とかごみ焼却場の建設とか、境界事例をあげてくる。それでは骨太な理解ができないと、よく安本食堂への行政（具体的には保健所）の監督の例を出した。夜間部（二部）の授業でその監督処分 の 瑕 疵 を 話 して いた ら、「先生、保健所はそんなええかげんな命令は出しません」と抗議を受けたこともある。おそらく保健所に勤めている学生だったのだろう。

判例も、なるべく事実を具体的に、感情移入をしてしゃべることもやってみた。場合によっては、はじめは原告側に感情移入をして

事実を語り、ワイヤレスマイクで学生に意見を求める。次に被告側の行政職員もこんなに一生懸命やっているのに、と感情移入をして話し、また意見を聴く。その上で判決内容、あるいは行政法理論の意味を語る。

もっとも、こんなやり方をやっていたら、そんなに広くはできない。行政救済法でも、行政事件訴訟の処分性・原告適格と執行停止、事情判決などが主な内容か。ただ、自分の勉強も、論文・判例評釈を書くとき以外は、やはりこれらの領域が中心になってしまう。

2004年度から法科大学院を担当するようになって、事情が変わった。まずコマ数が学部約半分で、しかも到達目標は当然のことながらより高い。扱う論点も、判決の効力とか、証明責任とか、これまで一言・二言で通り過ぎていたところも、ちゃんとやらなければならない。そこへもってきて、2004年行政事件訴訟法改正で、取消訴訟以外の訴訟、特に公法上の当事者訴訟なども重要になってきた（もちろん、そのための勉強は、私にとっては大きな意味があった）。

それに、何よりも、判例の扱いが、法科大学院では違って来る。①事実、②一般命題、③本事件へのあてはめ、のうち、従来は①に上記のように重点を置き、そして②の論理を説明し、結論を述べた。しかし、法科大学院では、②はもちろん、③の重要性に学生の目を向けなければならない。行政法分野であてはめをしようとするれば、個別実定行政法の規定をも念頭におかなければならない。

そうすると事実のところであり長々やっているという時間がなくなる。それでも初年度・第二年度は事実にもちょっとこだわったが、第三年度にはかなり比重を減らし、第四年度（2007）年度は、ほとんど、事実についてはテキストの『ケースブック行政法』や判決そのものを見ておけという指示、あるいは見ているはずだ、という確認にとどまった。

今年度（2008年度）、久しぶりに学部の行政法Ⅱ（行政組織法・行政救済法）を担当した。テキストは、かなり内容を圧縮した学部学生向けのものを用いた。しかし、それはコンパクトに記述しているのであって、論点は結構網羅的である。記述が簡単なだけに、読んだ



だけでは分かりにくいところも少なくない。

それを講義する私自身が法科大学院の影を引きずっていた。これらの論点をかなり網羅的にやった。そうすると、事実の部分丁寧に行ったつもりでも、かつてのように、感情移入をしてしゃべる、ということとはなくなっていた。ワイヤレスマイクで質問するのも、やったつもりだが、かつてに比べると少なかったな、という実感もある。また、やりとりを楽しむというよりも、何人かに質問してそそくさと結論を急いだのではないかとも思う。

しかし、これで学部学生の力が本当についたか。そもそも、学部学生につけるべき「行政法の学力」とは何か。改めて考えると、私にはまだ十分には分かっていないんだな、と思う。いろいろ出ているテキストにしても、「体系書」と「教科書」との違いを明確に認識しているのか。

たとえば「行政裁量」は、行政行為に限らず行政立法、行政強制等すべての行政活動にある（これを初めて明確に論じたのはわが恩師杉村敏正先生の「行政裁量」（岩波現代法講座『現代の行政』）ではなかろうか）。だから行政裁量は行政法総論のテキストの中でも総説に位置する。しかし、講義では「行政行為」に即して述べるのが一番分かりやすい。だから「体系書」では総説に、「テキスト」では行政行為のところ述べる、ということもあるのではないかと、等々。

結局、立命38年を経ながら、肝心の行政法の講義のあり方も今後の宿題として残さざるを得なかった。

ただ、このように、ああでもない、こうでもないとか、あるいは、ああではないか、こうで

はないかとこだわったりする私に、周りの人は辛抱強く付き合っていた。必ずしも人付き合いが上手でない私でありながら、人付き合いに深刻に悩むこともなく、同僚の教員・職員

のみなさんと楽しく仕事をさせていただいた。感謝の気持ちでいっぱいである。

(やすもと・のりお 行政法)



My Book

自著紹介

『都市法概説』

安本 典夫 YASUMOTO Norio

都市法というタイトルの本を書きたい、というのは、かなり前からの念願であった。この出版によって第一段階の思いを果たせてほっとしている。

なぜ書きたいと思ったか。端的に言えば、「都市法」を体系化したいという野望である。

都市に関する法は非常に複雑である。国土交通省都市・地域整備局都市計画課監修『都市計画法令要覧』の「都市計画関係法令体系」にあげられている法律だけでも、都市計画法以外に 65 の法律がある。ただ、これは「都市計画」の関係法令であって、この中には、たとえば建物区分所有法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、土地収用法、地方自治法等々、都市・まちづくりを語るとき落とせない法律は含まれていない。それに加えて、〇〇法施行令・施行規則、さらには様々な「要綱」なるものが存在する。

だから、おそらく自治体行政職員も、自分の担当分野は分かるが、隣の部局が担当する法律になるとよくわからない、場合によっては、自分の担当のところも、複雑で分かりにくい、ということがあるのではなかろうか。そのため国土交通省等の担当部局に尋ねて、その回答に依拠しながらやっていかざるをえない、ということもしばしばあるだろう。

ましてや、市民にとって、これは、とっつきょうのない、あるいは入り込むと出口の見つからないジャングルのようなもの、と感じることも珍しくないと思う。

また、裁判官、弁護士にとっても、この分野の法律はなじみのあるものではない。

結局、このような中で、中央省庁＝霞ヶ関の法律の解釈・運用が各地域にまかり通ることになってしまう。これが、霞ヶ関の権力の源泉の一つとなっている、ともいえる。



『都市法概説』

安本典夫 著 法律文化社
2008年6月発行 ¥3,360(税込)

しかし、まちづくりに携わる多様な人々が、現場に立脚して自分で法律を解釈し、場合によっては法律自体を批判する、そのような力を持たなければならない。そうしてこそ、「まちづくり」ということばが生きてくる。

そのために、まずは、都市に関わる様々な法を、わかりやすく体系立てて理解できるようにしたい。そう考えたのが第一の目的である。そのため、できるだけ図解も入れるなど、工夫してみた。本書が、大学学部・大学院のみならず、公務員研修、あるいは市民の学習会で使ってもらえれば、と願っている。

それに加えて、私の専攻する行政法の一般理論にとっても、この作業は必要なことだと思う。

最近、しばしば「仕組み解釈」ということがいわれる。それは、たとえば「行政指導」といっても、それがどういう法的仕組みの中で用いられるかによって法的性格が変わって

きうる、ということを用いる。

この法的な「仕組み」は、問題となった規定の周辺だけ見るのではなく、その法律および関連法律総体を踏まえて、正確に理解されなければならない。それを支えるような各行政関係法律の仕組みの解明は、必ずしもされているとはいえない。都市法でそれをやってみよう、と考えた。

さらに、超長期的には「行政行為」論再編も展望できないか。

行政行為には公定力がある、と教科書に書いてある。かつては、その根拠は行政権の権威に拠っていて、故高柳信一教授は、そういう構成を、市民的公法原理の後進資本主義国的歪みとした。こうして、近年では、より法技術的に、「取消訴訟の排他性」から説明するようになった。ただ、そのようなものは法律のどこにも書かれていない。それにもかかわらずすべての行政行為に「取消訴訟の排他性」とか公定力を用いるのはおかしい。ここまでは高柳理論から出てくる。そうしたらどう構成したらよいか。

「公定力がある」、すなわち「裁判所等の結論がでるまでは従うべし」としなければ具合の悪い場面もある。そうでない場面とどう切り分けるか。法律で予め定めておくべし、といっても、どう法律で定めるか。それは、各分野の各行政活動の分析と位置づけという地道な作業なしにはできるはずがない。どこまで行けるかは分からないが、それも展望したい。

もっとも、都市法の体系化をするには、全体を貫く軸・基本原理を立てる必要がある。私自身も、かつて、「そこで居住し労働する

権利」のようなものを軸として立てることを試みたことはあるが、うまく展開できないまま、放置してきていた。

この本を書くときには、そこを書ききる自信がなかった。そこで、序章で、それについて従来から論じてきておられた五十嵐敬喜（法政大学）・磯部力（立教大学）・見上崇洋（立命館大学）・亘理格（北海道大学）各教授の論を紹介するにとどまった。

ただ、都市に関する法の体系化の試みは、五十嵐教授『都市法』（1986）以来、2～3の概説書的なものはあるが、判例・学説も含めてというのは出ていない。したがって、序章ではそれぞれの方の論を紹介した形ででも、とにかく全体像を作ってみる意義はある、そこから立ち返る形で基本原理を構成したいと思い、出版に踏み切った。

可能ならば、改訂版を出し、そこでは、不十分だったと思うところを補強したい、補強すべき第一は序章「都市法とは何か」だ、と思っている。

本書は、私が立命館大学法科大学院において行ってきた「都市住宅法務Ⅰ」の講義ノートをもとめたものである。学部での授業のほか、法科大学院で行政法、環境法に加えて都市住宅法を担当するのは結構きつかったが、学生諸君の鋭い質問に答える中で、考え方を整理できた部分も大きく、よい勉強の機会を与えられたと思う。これまでお世話になった諸先生、学部・研究科や研究会の同僚の方々に、そして学生の皆さんにもお礼申し上げたい。

（やすもと・のりお 行政法）

Departure

出発

旅立ちに向けてー感謝の気持ち

佐々木 健 SASAKI Takeshi



この春から札幌学院大学法学部へ民法担当教員として着任することとなりました、佐々木健と申します。博士前期・後期課程と7年、学部生時代も併せれば11年という長い歳月をこの立命館で過ごし、育てて頂きました。その間、様々な先生方より賜った多大なる学恩に対しまして、まずはこの場を借りて、深く御礼を申し上げたいと思います。今、このような自分が新天地を迎えるのも、多くの人達の温かい御支援によるものです。御指導頂いた先生方のみならず、法学研究科の先輩・後輩、ゼミや部活動の学友、共同研究室・事務室の方々、留学に際しご支援頂いた先生方や学兄、本当に「人」に恵まれた11年間であったと痛感しています。今新たな旅立ちを目の前にして自立しようとしている自分は、自分だけの力で自ずと立ち上がることができたのではなく、様々なお力添えによって育まれました。

とりわけ、学部ゼミ時代よりご指導頂いた二宮周平教授には、研究領域のみならず人生の羅針盤として歩む道を示していただき、私が袋小路に迷い込み八方塞がりとなりそうなきときには、親身になって方向修正して貰うこともありました。公私共々、一方ならぬ恩義を頂戴し、御礼の申しようがないほどです。私は学生法律相談部での所属デスクの関係か

ら家族法ゼミへ入ることとなりましたが、法学研究科研究コースへの進学を決めたのも、勿論、ゼミ時代からの研究テーマであった親権法における子の福祉原則について研究を進める目的もありましたが、先生の温かなお人柄への憧憬も大きな要因でした。ゼミ選択のための園遊会にて初めて二宮先生にお会いした際にお聞きした「家族法は人間学である」とのお言葉、今も深く憶えております。しかしその一方で、私が至らないばかりに先生には御迷惑ばかりおかけし、ただただ申し訳なく、恥じ入るばかりです。

今後は自分自身が教育者として教壇に立ち、多くの学生と接することとなります。また、赴任する札幌学院大学では4年一貫制のゼミ形式をとることですので、一層、学生の生活面や進路面等の相談支援が重要となります。立命館にて厚く賜った学恩を忘れず、次は私が学生たちの羅針盤となり、学生たちが抱えている夢に近づけるように、また学生が迷ったときには道を示せるように努めたいと思います。また周知のように、例えば伝統芸能や武道には「守・破・離」という言葉がありますが、立命館を離れて研究者として自分自身が独立し、二宮先生よりご教授頂いた価値観を今後どれだけ展開していけるかは、若輩者の私にはまだまだ未知のことではありますが、日々謙虚に研究に励む所存です。

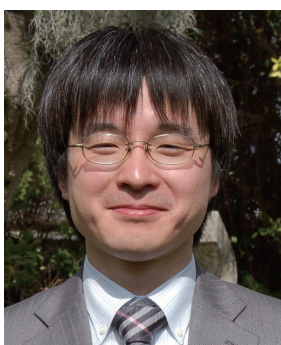
最後に、甚だ私事ではありますが、長い院生時代、うだつの上からない私を「おまえの決めたことだ」と辛抱強く見守り、私が心配しないようにと弱音を見せずに精神的にも経済的にも支えて頂いた両親に、深く頭を下げて感謝の言葉を贈りたいと思います。

「ありがとうございました。まだしんばいばかげねえよう、わあがつつどがんばるすけ。」

(ささき・たけし 民事法)

旅立ちに際し、感謝の意を込めて

松久 和彦 MATSUHISA Kazuhiko



9年もの立命館での学生生活を終え、2009年4月より、沖縄大学法経学部専任講師（民法担当）として着任いたしました。恩師である二宮周平先生には、学部のゼミ時代から計り知れないほどの学恩を受けました。また、本山敦先生やミュンヘン大学への留学の機会を与えていただいた渡邊惺之先生をはじめ、多くの先生方にもお世話になりました。心より御礼申し上げます。

さて、これまでの大学院での生活を振り返りますと、先生方だけでなく多くの方々に支えられていたことを、改めて痛感せざるにはいられません。

まず、先輩方からは、様々な局面で、私の研究（と称するのはおこがましいのですが…）を進める上でのアドバイスをいただきました。こうして私が新たなスタートを切ることができるのも、諸先輩方からの指導を頂いたおかげです。今でも先輩方から頂いた言葉が懐かしく思い出されます。近郊におられることから、研究会やプライベートでも度々お会いするのですが、気恥ずかしさからか、これまで感謝の言葉をお伝えすることがありませんでした。この場を借りて、御礼申し上げます。

また、大学院での生活では多くの刺激を受

けました。特に、ミュンヘン大学への留学では、様々な資料に触れる機会が得られただけではなく、研究対象とする法制度が生まれる風土の一端を垣間見ることができたことは、その後の大学院での生活に大きな影響を受けることになりました。受け入れ先の Dagmar Coester-Waltjen 先生や助手の方々には、私の拙いドイツ語のためにご迷惑をおかけしたかと思えます。今考えれば、この留学の機会が、私の大学院での生活において、大きな転機になったと思います。現在後期課程に在籍している後輩のみなさんも機会があれば、積極的にこのような留学の制度を活用することを願います。

さらに、大学院では、様々な研究会や学会開催の手伝いを行うことが多くありました。私もいくつかの研究会や学会の手伝いをさせていただきながら（最近では、これらを蔑ろにする院生もいるようですが…）、当日のシンポジウム等に参加させていただきました。最先端の議論を聞くことができたのは貴重な経験でした。法科大学院の設立等で法学研究科、特に後期課程への入学者は少なくなる一方ですが、是非在籍する大学院生には、積極的に参加することを願ってやみません。

最後になりましたが、金銭面を含め、様々な苦勞をかけました両親に感謝の言葉を贈りつつ、立命館大学で学んだことを今後活かすことをお約束して筆を置くことにしたいと思います。本当にありがとうございました。そして今後とも皆様からのご指導のほど、よろしく願いいたします。

（まつひさ・かずひこ 民事法）

Media
Coverage I

学会・研究活動報告

2008年1月～12月

赤澤史朗教授

論文：「出版界の戦争責任追及問題と情報課長ドン・ブラウン」立命館法学 316 号 1 - 26 頁（立命館大学法学会，3 月）

「マルクス主義と日本思想史研究—『歴史科学』『唯物論研究』を中心に」磯前順一ほか編『マルクス主義という経験』193 - 226 頁（青木書店，4 月）

編著：「占領期の憲法論議—中央地方でのジャーナリズムでの対応を中心に」平成 17 年度～平成 19 年度科学研究費補助金（基盤研究 C）研究成果報告書，3 月

シンポジウム報告：「歴史家の主体性—安丸良夫の思想史論」シンポジウム「安丸民衆史の射程」，国際日本文化研究センター（10 月）

安達光治准教授

論文：「客観的帰属論—犯罪体系論という視点から—」川端博・浅田和茂・山口厚・井田良編『理論刑法学の探究①』45 - 91 頁（成文堂，5 月）

（共著）「刑事司法の変容と法」、「市民的安楽構築の可能性と法—『安全な社会』から排除される人々」法律時報増刊 改憲・改革と法 142 - 158 頁、315 - 321 頁（日本評論社，4 月）

判例批評：「片面的幫助（東京地判昭和 63 年 7 月 27 日判時 1300 号 153 頁）」別冊ジュリスト 189 号 刑法判例百選 I 総論〔第 6 版〕176 - 177 頁（有斐閣，2 月）

「事後強盗罪の予備（最決昭和 54 年 11 月 19 日刑集 33 卷 7 号 710 頁）」別冊ジュリスト 190 号 刑法判例百選 II 各論〔第 6 版〕84 - 85 頁（有斐閣，3 月）

「県立医科大学教授兼同大学附属病院診療科部長が医局に属する医師を他の病院へ派遣する行為と賄賂罪における職務関連性（最決平成 18 年 1 月 23 日刑集 60 卷 1 号 67 頁）」速報判例解説 刑法 No.28 1 - 4 頁（TKC，8 月）

「銀行 ATM 利用客のカード暗証番号等の盗撮と建造物侵入罪・偽計業務妨害罪（最決平成 19 年 7 月 2 日刑集 61 卷 5 号 379 頁）」立命館法学 319 号 91 - 107 頁（立命館法学会，10 月）

学会報告：「因果主義の限界と客観的帰属論の意義」

日本刑法学会第 86 回全国大会，日本刑法学会，神戸国際会議場（5 月）

「集合住宅の共用部分への立入りと住居侵入罪—判例を中心に—」日本刑法学会第 86 回全国大会ワークショップ「集合住宅の共用部分への立入りと住居侵入罪」日本刑法学会，神戸国際会議場（5 月）

生熊長幸教授

論文：「抵当権実行に関する民法規定をどう見直すか」法律時報増刊 166 - 167 頁（日本評論社 9 月）

判例批評：「土地を目的とする先順位の甲抵当権が消滅した後に後順位の乙抵当権が消滅した後に後順位の後順位の乙抵当権が実行された場合において、土地と地上建物が甲抵当権の設定時には同一の所有者に属していなかったが乙抵当権の設定時には同一の所有者に属していたときの法定地上権の成否（最判 19 年 7 月 6 日民集 61 卷 5 号 1940 頁）」民商法雑誌 137 卷 4・5 号 457 - 476 頁（有斐閣，2 月）

その他：「担保不動産収益執行の実務上の問題点について」新民事執行法の実務 5 号 33 - 96 頁（民事法研究会，3 月）

市川正人教授

著書：（共著）『現代の裁判〔第 5 版〕』（有斐閣，7 月）

論文：「法科大学院における教育の現状と課題」法律時報 80 卷 4 号 48 - 53 頁（日本評論社，4 月）

「後藤国賠訴訟下級審判決の意義—憲法学の見地から—」後藤国賠訴訟弁護団編『ビデオ再生と秘密交通権〔上告審編〕』10 - 20 頁（現代人文社，4 月）

「付随的違憲審査制における下級審の役割・考—国公法・社会保険事務所職員事件を素材として—」『国民主権と法の支配 佐藤幸治先生古稀記念論文集〔上巻〕』357 - 378 頁（成文堂，9 月）

その他：「違憲審査権の行使（2）文面審査と適用審査」ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ 憲法の争点 276 - 277 頁（有斐閣，12 月）

「『法曹の質』と法科大学院」受験新報 690 号 5 頁（法学書院，7 月）

「論点インテビュー—憲法から考える 表現の自由こそ基盤」（しんぶん赤旗，8 月）

（共著）『新版 体系憲法事典』491 - 496 頁（青林書院，

7月)

「＜学界展望＞憲法」公法研究 70 号 240-250 頁（有斐閣，10 月）

「法科大学院探訪 新司法試験との連携を考える 立命館大学法科大学院」法学セミナー 640 号 8 - 10 頁（日本評論社，4 月）

「座談会 法曹養成プロセスを検証する」ロースクール研究 10 号 26 - 49 頁（民事法研究会，6 月）

指宿信教授

監修：（共同）『リーガル・リサーチ 第3版』（日本評論社，3 月）

『速報判例解説 Vol.2』（日本評論社，4 月）

『速報判例解説 Vol.3』（日本評論社，10 月）

論文：「北アイルランド刑事司法における IT の活用－合理化、ハイテク化そして共有化」法律時報 80 巻 3 号 83 - 90 頁（日本評論社，3 月）

「取調べ録画制度における映像インパクトと手続法的抑制策の検討」判例時報 1995 号 3 - 11 頁（判例時報社，4 月）

「豪州における取調べ録音録画の実態—『ディクソン・レポート』の概要とその示唆」判例時報 1994 号 3 - 12 頁（判例時報社，4 月）

「取調べ録画制度と自白の証拠能力—オーストラリアにおける立法ならびに判例からの示唆」判例時報 1997 号 3 - 18 頁（判例時報社，5 月）

「テレビ的パフォーマンスあるいは取調べの監視？—ニュージーランドにおける被疑者取調べ録画制度について」季刊刑事弁護 54 号 146 - 153 頁（現代人文社，4 月）

その他：座談会「最終弁論の到達点と今後の課題」季刊刑事弁護 55 号 49 - 63 頁（現代人文社，7 月）

報告：“The Winny case: Cybercrime and copyright law in Japan” Law Talk Cyberspace Law and Policy Centre Cyberspace Law and Policy Centre UNSW（オーストラリア・シドニー，3 月）

「海外におけるオンライン法情報のトレンド」図書館 de 法律情報 Part III，第 10 回図書館総合展，パシフィコ横浜（11 月）

コメンテーター：—「福岡事件：死刑執行後の再審を求めて」立命館法と心理研究会ほか（6 月）

講演：「法廷プレゼンテーション」福岡県弁護士会（6 月）

「インターネットで外国法 2008」外国法セミナー，INFOSTA，大阪大学（7 月）

オーガナイザー：「第 2 回心理と法・日韓共同研究会」

—立命館法・心理研究会ほか（10 月）

報告兼オーガナイザー：「被疑者取調べ録画制度と自白映像のインパクトをめぐって」第 9 回法と心理学会，南山大学（10 月）

基調報告：「あらためて裁判員制度を考える」大阪経済法科大学，八尾市文化会館（11 月）

臼井豊教授

判例解説：「管理権を付与された妻による夫の不動産の売却と正当理由」別冊ジュリスト 192 号不動産取引判例百選〔第 3 版〕24-25 頁（有斐閣，7 月）

書評：「『新・キーワード民法—民法基本用語辞典—』」法学セミナー 642 号 121 頁（日本評論社，6 月）

宇野木洋教授

論文：「情況／理論としてのポストモダンとポストコロニアル—台湾との『対話』」松浦恆雄・垂水千恵・廖炳惠・黄英哲編『越境するテキスト—東アジア化・文学の新しい試み』（研文出版，8 月）

評論：「対“人”的信頼—以貫之」（許丹誠訳）汕頭大学学报（人文社会科学版）2008 年第 1 期（汕頭大学，2 月）

書評：「大西広『チベット問題とは何か—“現場”からの中国少数民族問題』」（京都民報社 京都民報，9 月）

大垣尚司教授

論文：「サブプライム問題構図と打開策（下）」経済教室 1.22 29 頁—（日本経済新聞社，1 月）

「サブプライム問題と市場化経済—問題の構造と日本へのインプリケーションに関する覚え書き—」証券アナリストジャーナル 46 巻 3 号 34 - 46 頁（日本証券アナリスト協会，3 月）

「金融と法①現在価値とリスクの概念を中心に」法学教室 331 号 135 - 145 頁（有斐閣，4 月）

「金融と法②企業—バランスシート—資本市場」法学教室 332 号 122 - 134 頁（有斐閣，5 月）

「金融と法③基本的な資金調達手法①エクイティー型投資ファイナンス (1)」法学教室 333 号 78 - 89 頁（有斐閣，6 月）

「金融と法④基本的な資金調達手法①エクイティー型投資ファイナンス (2)」法学教室 334 号 86 - 98 頁（有斐閣，7 月）

「金融と法⑤基本的な資金調達手法①エクイティー型投資ファイナンス (3)」法学教室 335 号 76 - 89 頁（有斐閣，8 月）

「ユビキタス社会と電子取引・電子金融取引」ジュリスト 1361 号 66 - 73 頁（有斐閣，8 月）

「金融と法⑥基本的な資金調達手法②デット型投資
ファイナンス (1)」法学教室 337 号 110 - 123 頁 (有
斐閣, 9 月)

「金融と法⑦基本的な資金調達手法②デット型投資
ファイナンス (2)」法学教室 338 号 116 - 129 頁 (有
斐閣, 10 月)

「金融立国の弊害と住宅金融の可能性」東洋経済 金
融ビジネス 2007 秋 70 - 73 頁 (東洋経済新報社,
10 月)

「金融と法⑧基本的な資金調達手法②デット型投資
ファイナンス (3)」法学教室 339 号 106 - 117 頁 (有
斐閣, 11 月)

「金融と法⑨基本的な資金調達手法②デット型投資
ファイナンス (4)」法学教室 340 号 88 - 101 頁 (有
斐閣, 12 月)

解説:「モデル事業最終年度を迎える公的移住・住
みかえ支援制度」人と国土 21 33 巻 6 号 49 - 52 頁
(国土計画協会, 3 月)

「年金になるマイホーム」月刊公明 2008 年 4 月号
62 - 67 頁 (公明党, 4 月)

「移住・住みかえ支援と地域再生」地方自治職員研
修 2008.06 23 - 25 頁 (公職研, 6 月)

学会報告:「電子記録債権と金融のイノベーション」
金融イノベーション, 日本金融学会 (5 月)

「間接金融の再発見」市場型金融システムと金融仲
介機関, 証券経済学会 (10 月)

学術フォーラム報告:「住宅資産の賃貸化と公的移
住・住みかえ支援制度」仙台フォーラム, 住宅・金
融フォーラム (3 月)

「住宅の年金化」土曜講座, 立命館大学 (1 月)

講演:「高齢化した団地と住みかえ支援」NIRA 広
島ワークショップ, 総合研究開発機構 (3 月)

その他:一般社団法人移住・住みかえ支援機構代
表理事, 日本モーゲージバンカー協議会会長, 独
立行政法人住宅金融支援機構評価委員会評価委員,
財務省国有財産の有効活用に関する検討・フォロ
ーアップ有識者会議委員, 住宅・金融フォーラム
運営委員会委員, 金融検定協会住宅ローンアドバ
イザー試験委員会委員長, 消費者保護のための住
宅ローンに係る情報提供検討会委員

大久保史郎教授

論文:「人権の体系」、「法人の人権」杉原泰雄編『新
版・体系憲法事典』369 - 376 頁、399 - 407 頁 (青
林書院, 7 月)

その他:「韓国の司法制度改革と法学専門大学院—

韓勝憲 前司法制度改革推進委員長に聞く」法律
時報 80 巻 4 号 58 - 66 頁 (日本評論社, 4 月)

講演:「日本国憲法の意義および争点」川西市 (9
~ 11 月)

大平祐一教授

論文:「近世日本における訴願手続—『訴訟』の体
系的考察に向けて—」立命館法学 316 号 1-67 頁 (立
命館大学法学会, 3 月)

史料:「江戸町方の人口政策と『人別省略方書留』」
高木正朗編『18・19 世紀の人口変動と地域・村・家
族』270 - 286 頁 (古今書院, 3 月)

書評:「安高啓明『近世における先例慣習法下の量
刑相場—「犯科帳」の分析を中心に—』」法制史研
究 57 号 286 - 287 頁 (法制史学会, 3 月)

研究会報告:「近世の刑事裁判と『無罪』—刑事裁
判像の再検討—」近世法史研究会, 東京大学 (9 月)

学会報告コメント:「日本近世法史の立場から」林
信夫・新田一郎編『法がうまれるとき』(創文社,
10 月)

岡野八代教授

論文:「フェミニズムにおける公共性『問題』」立命
館法学第 316 号 38-61 頁 (立命館大学法学会, 3 月)
「尊厳と 24 条の可能性」法の理論 27 号 53-75 頁 (成
文堂, 10 月)

書評:「夢見る憲法『学』—もうひとつ別の世界へ」
笹沼弘志著『ホームレスと自立／排除一路上に〈幸
福を夢見る権利〉はあるか』130 頁 (大月書店, 7
月)

その他:「今、日本社会が問われていること—松山
市議会平成 19 年度男女共同参画推進条例の運用基
本方針についての請願をめぐって—」ジェンダー
と法 5 号 128 - 131 頁 (ジェンダー法学会, 7 月)

「キャサリン・マッキノン講演「女性の地位、男性
の国家」について」辻村、他戸澤、西谷編『世界
のジェンダー平等』41 - 56 頁 (東北大学 21 世紀
COE プログラムジェンダー法・政策研究叢書, 3 月)

研究発表:コメント「リベラル vs コミュニタリア
ン論争以後の世界秩序」日本政治思想学会, 岡山
大学 (5 月)

「Post-colonialism and Gender in Japan」World
Women's Conference, スペイン・マドリッド (7 月)

「カントとフェミニズムとの対話—自由を求めて」
カント協会, 九州大学 (11 月)

講演:「平和を求める」宝塚市教員組合 (2 月)

「ワーク・ライフ・バランスとは?」草津市男女共

同参画, いーぶん舎 (2月)

北村和生教授

論説:「後藤国賠訴訟判決の国家賠償法上の論点について」『ビデオ再生と秘密交通権』34 - 44 頁 (現代人文社, 4月)

「行政訴訟における行政の説明責任」『行政法の新構想Ⅲ』85 - 101 頁 (有斐閣, 12月)

判評:「宇都宮地判平成 19 年 5 月 24 日」、「最判平成 19 年 9 月 28 日」法学セミナー増刊 速報判例解説 Vol.2 41 - 44 頁、57 - 60 頁 (日本評論社, 4月)

「最判平成 19 年 11 月 1 日」民商法雑誌 138 巻 3 号 349 - 367 頁 (有斐閣, 6月)

「東京高判平成 19 年 7 月 18 日」判例時報 2011 号 176 - 180 頁 (判例時報社, 10月)

「最判平成 19 年 12 月 7 日」法学セミナー増刊 速報判例解説 Vol.3 45 - 48 頁 (日本評論社, 10月)

その他:「公法系演習」ロースクール研究 9 号 97 - 105 頁 (民事法研究会, 3月)

「事例研究行政法」70 - 84 頁、239 - 254 頁、371 - 376 頁、404 - 411 頁 (日本評論社, 5月)

「演習」法学教室 331 号以下連載中 (有斐閣, 3月～)

葛野尋之教授

論文:「代用刑事施設と国連拷問禁止条約」立命館法学 316 号 62 - 98 頁 (立命館大学法学会, 3月)

「少年審判と少年の手続参加 前野育三先生古稀祝賀論文集—刑事政策学の体系」214 - 235 頁 (法律文化社, 4月)

「警察留置の国際水準と国連拷問禁止条約」国際人権 19 号 70 - 75 頁 (国際人権法学会・11月)

「少年事件の裁判員裁判」季刊刑事弁護 57 号 43 - 48 頁 (季刊刑事弁護編集部, 12月)

学会活動:「自由と安全と刑法」におけるコメント「社会的迷惑行為に対するハイブリッド型規定と適正手続」、ワークショップ「未決拘禁の課題と展望」における話題提供「刑事手続改革のなかでの代用刑事施設問題」日本刑法学会, 神戸大学 (5月)

小松陽一郎教授

著書: (共著) 日本弁理士会編著『改訂版知的財産権侵害訴訟実務ハンドブック』(経済産業調査会, 4月)

(共同監修)『マンガ 中国模倣品対策奮闘記～知財戦略の手引き～』(近畿経済産業局, 4月)

論文:「職務発明訴訟において発明者性を否定することと禁反言との関係について説示した事例」知財ぶりずむ Vol.5 No.58 38-44 頁 (経済産業調査会,

4月)

「同時破産廃止」山本克己他編『新破産法の理論と実務』430 - 432 頁 (判例タイムズ社, 5月)

「宗教団体への財産提供」事例研究民事法 296 - 313、316 - 319 頁 (日本評論社, 10月)

「個人再生の将来」市民と法 No.54 1 頁 (民事法研究会, 12月)

(共同執筆インタビュー)「知財裁判史 (第 7 回 村林隆一弁護士)」知財研フォーラム Vol.73 34 - 48 頁 (知的財産研究所, 6月)

(共同執筆)「日米における特許国内消尽理論—クアンタ事件米連邦最高裁判決 (2008.6.9) を素材にして—」知財ぶりずむ Vol.7 No.73 14 - 35 頁 (経済産業調査会, 10月)

講演:「九州知財マネジメントスクール第 4 回目」弁護士知財ネット, 福岡商工会議所 (1月)

「知的財産侵害訴訟における損害賠償額～最近の損害論の動向を見る～」土曜パテントセミナー, 日本弁理士会, 経営支援プラザ MEDA (1月)

「知的財産実務講座」(合計 8 回・共同) 特別講座, 立命館大学, 立命館大学東京キャンパス (4月～12月)

「平成 20 年度能力担保研修 A 講義」(合計 3 回) 特定侵害代理業務試験能力担保研修, 日本弁理士会, ハービス ENT オフィスタワー (5～6月)

「ケーススタディ: 著作権」国際知的財産権 II コース, ICA& 助比較法研究センター, JICA 大阪国際センター (6月)

「著作権法と企業法務」(合計 5 回) 日本知的財産協会, 堂島アバンザ (6～10月)

「特許権侵害紛争における攻防の実務」平成 20 年度知的財産権講座 (上級), 発明協会大阪支部, 大阪科学技術センター (8月)

「不正競争防止法の改正」(合計 4 回) 日本弁理士会継続研修, 日本弁理士会, 東京灘尾ホール, 大阪国際交流センター, 名古屋商工会議所, 金沢「かなや」(8月～10月)

「ケーススタディ: 著作権」中国知的財産権 (司法と法制) コース, JICA& 助比較法研究センター, JICA 大阪国際センター (10月)

「特許権侵害紛争に対する戦略—訴訟提起前及び訴訟提起後の具体的戦略と問題点—」関西特許研究会訴訟実務部会講演, 関西特許研究会, ANA クラウンプラザホテル大阪 (11月)

「著作物とはなにか?」じょいんと懇談会, 情報科

学技術協会, 大阪大学中之島センター (12月)

小山泰史教授

論文:「流動財産担保における『通常の営業の範囲内の処分』と固定化・再流動化」立命館法学 315 号 1 - 105 頁 (立命館大学法学会, 2月)

「Priority of Mistakenly Transferred Funds Between Restitution Claims and Security Interest on Deposit Accounts: A Comparative Analysis on the Good Faith Purchase, Defense under the Law of Restitution, The U.C.C and the Japanese Civil Code」Ritsumeikan Law Review No.25 1 - 23 頁 (立命館大学法学会, 3月)

判例評釈:「自動継続特約付き定期預金払戻請求権の消滅時効起算点」民商法雑誌 137 巻 3 号 339 - 344 頁 (有斐閣, 2月)

「先順位抵当権消滅後の降順位抵当権実行 (後順位抵当権設定時には別人所有の土地建物が同一人となった場合) と法定地上権」金融法務事情 1838 号 36 - 44 頁 (株きんざい, 6月)

佐藤渉准教授

翻訳:「ダイヤモンド・ドッグ」, 「休暇」, 「ピンク色の質問」有満保江他編『ダイヤモンド・ドッグ:《多文化を映す》現代オーストラリア短編小説集』5 - 24 頁, 53 - 66 頁, 125 - 134 頁 (現代企画室, 5月)

その他: (海外研究動向紹介)「オーストラリアとアメリカの距離」英語青年 154 巻 2 号 47-48 頁 (研究社, 5月)

「現代アポリジナル絵画のモダンティ」英語青年 154 巻 5 号 46 頁 (研究社, 8月)

「チャイニーズ・ディアスポラのナショナリズム」英語青年 154 巻 8 号 (研究社, 11月)

シンポジウム:「オーストラリア短編小説の現在」多文化社会オーストラリアの現在と表現, オーストラリア・ニューージーランド文学会, 現代企画室, 東京代官山・ヒルサイドテラス (5月)

Stephen Green 准教授

その他: 7th Annual Inter Collegiate Negotiation Competition - Judge Arbitration and Negotiation English Language

須藤陽子教授

学会コメント:「『司法審査基準論』に対して」第 73 回日本公法学会第一部会, 日本公法学会, 学習院大学 (10月)

高橋直人准教授

書評:「藤本幸二『ドイツ刑事法の啓蒙主義的改革と Poena Extraordinaria』」法制史研究 57 巻 387 - 392 頁 (創文社, 3月)

学会報告:「19 世紀ドイツにおける刑事法学の展開と大学教育— 刑事法学および隣接分野 (特に心理学・精神医学) の講義を中心に —」第 403 回法制史学会近畿部会, 法制史学会近畿部会, 京都大学 (10月)

その他: 科研費補助金 (B)「ドイツ近代刑事法の成立と法学教育—18 世紀末から 19 世紀前半を中心に—」

竹濱修教授

著書: (監修・共著)『速報 Q&A 新保険法の要点解説』(金融財政事情研究会, 7月)

論文:「契約前発病不担保条項の解釈とその規制」立命館法学 316 号 99 - 121 頁 (立命館大学法学会, 3月)

「保険法制定の背景と今後の展望」法律のひろば 61 巻 8 号 13 - 21 頁 (ぎょうせい, 8月)

「生命保険契約および傷害疾病保険契約特有の事項」ジュリスト 1364 号 42 - 49 頁 (有斐閣, 10月)

「新保険法と消費者保護」現代消費者法 1 号 101 - 110 頁民事 (法研究会, 10月)

判例解説:「白紙委任状付記名株式譲渡の商慣習法」商法 (総則・商行為) 判例百選 [第 5 版] 4-5 頁 (有斐閣, 12月)

判例研究:「共同相続人の一人を保険金受取人とする養老保険契約に基づく死亡保険金請求と民法 903 条」商事法務 1835 号 48 - 53 頁 (商事法務研究会, 6月)

「災害補償共済における傷害事故の外來性につき主張立証すべき内容」私法判例リマックス 37 号 108 - 111 頁 (日本評論社, 7月)

講演:「保険法改正の動向について」大阪損害保険代理業協会, 損保会館 (1月)

「保険法の改正について」大阪損害保険代理業協会, 大阪駅前第 3 ビル (8月)

多田一路准教授

著書: (共著)『クローズアップ憲法』135-173 頁 (法律文化社, 4月)

論文:「憲法学と新自由主義 (対抗理論の模索)」法の科学 39 号 21 - 36 頁 (日本評論社, 9月)

判例:「学生無年金訴訟」法学セミナー 638 号 121 頁 (日本評論社, 2月)

学会報告:「連帯の仕組みと国家の役割—フランス

における社会保障の担い手について」全国憲法研究会総会，國學院大學（10月）

ワークショップ：『集合住宅の共用部分への立入りと住居侵入罪』憲法学的視点で」日本刑法学会ワークショップ，神戸国際会議場（5月）

講演：『憲法9条の意義』憲法九条って何？」立命九条の会，立命館大学清心館（4月）

「憲法をめぐる状況」木津九条の会総会，木津川市（5月）

その他：（共著）『新版 体系憲法事典』（青林書院，7月）

「格差と貧困が問う『憲法とは何か』」前衛 830 号 58 - 67 頁（日本共産党，5月）

（共著）『改憲・改革と法』資料編 法律時報増刊 358 - 417 頁（日本評論社，4月）

田中恒好教授

学会報告：「会社法の下での合弁契約における少数株主保護条項について」国際商取引学会，追手門大学（3月）

講演：「商人道 一家訓に学ぶ CSR の原点」「惣菜事業者の信頼性向上自主行動計画」策定支援セミナー，社団法人日本惣菜協会，堂島ホテル（11月）

田村陽子准教授

著書：（共著）「CHAPTER4 Commercial Litigation」，「Arbitration」Luke Nottage ed『Business Law in Japan vol.1』333 - 334 頁，339 - 345 頁（CCH Japan Ltd.，10月）

（共著）「取下事件の状況」『民事訴訟の計量分析』513 - 528 頁（高事法務，2月）

研究助成：科学研究費補助金（B）

出口雅久教授

論文：「グローバル社会における地球市民法曹のための法曹教育」『民事訴訟法の継受と伝播』253 - 268 頁（信山社，2月）

「2006 年国際訴訟法学会・京都大会について」『小島武司先生古稀祝賀下巻』1068-1090 頁（商事法務，8月）

注釈書：（共著）「293 条・付帯控訴」別冊法学セミナー 基本コメンタール民事訴訟法 3〔第3版〕31 - 33 頁（日本評論社，1月）

海外学会事情：「第13回世界訴訟法会議」，民事訴訟雑誌 54 巻 224 - 230 頁（法律文化，3月）

翻訳：（共訳）ハンス・ブリュッティング「ドイツ民事訴訟法の国際的源流」、ロイック・カディエ「フランス民事訴訟法の国際的法源」松本博之・出口

雅久編『民事訴訟法の継受と伝播』121 - 132 頁，133 - 150 頁（信山社，2月）

編集：（共編）松本博之・出口雅久編『民事訴訟法の継受と伝播』（信山社，2月）

「The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society」(Maklu Verlag, 1月)

講演：「日本における消費者団体訴訟」フィレンツェ大学日本年，フィレンツェ大学法学部，フィレンツェ大学（3月）

「日本における民事訴訟法の現状」（「法と社会」連続講演会）レーゲンスブルク大学法学部・日独協会，レーゲンスブルク大学（6月）

「日本民事訴訟法の継受と伝播」（日本法系列講座），中国人民大学法学部，中国人民大学（9月）

学会報告：「日本民事訴訟法の継受と伝播」中国民事訴訟法学会，中国民事訴訟法学会，蘭州大学法学院（9月）

国際シンポジウム：「日本における民事調停制度」ADR 国際シンポジウム，中国人民最高法院，Novotel Hotel 北京（11月）

研究助成：科学研究費（B），2008 年度研究の国際化推進プログラム「ヨーロッパ法」

遠山千佳准教授

論文：「第二言語としての『は』構文の習得—相互行為能力—の観点から」言語文化と日本語教育 35 号 89 - 92 頁（日本言語文化学会，7月）

「日本語学習者による発話行為—認知言語学的アプローチによる談話の習得—」認知言語学的観点を生かした日本語教授法・教材開発 64 - 79 頁（科研報告書，3月）

学会発表：「ハ構文の社会的機能の習得—スキーマ形成の観点から—」日本言語文化学会 第 37 回研究会，日本言語文化学会，お茶の水女子大学（11月）

「自然会話におけるハ構文の機能とその習得—相互行為における動機づけの観点から—」日本語教育学会 2008 年度第 8 回研究集会，日本語教育学会，高知大学（11月）

徳川信治教授

判例評釈：「教育における言語差別と差別禁止規定の自律的性格—ベルギー言語事件判決（本案）—」戸波江二他編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』473 - 477 頁（信山社，9月）

「D.H 他対チェコ事件」国際人権第 19 号 213 - 214

頁 (国際人権法学会, 11 月)

コメント:「欧州人権条約システムの歩みと現状」国際シンポジウム「ヨーロッパ統合と人権保障」, 立命館大学法学部法学会, 立命館大学創思館カンファレンスルーム (4 月)

研究助成:社会科学国際交流江草基金より国際研究集会助成

徳久恭子准教授

著書:『日本型教育システムの誕生』(木鐸社, 7 月)

学会報告:「コミュニティの再生?—結節点としての学校—」日本政治学会 2008 年度研究大会分科会「ソーシャル・キャピタル研究のフロンティア」日本政治学会, 関西学院大学 (10 月)

戸部真澄准教授

論文:「ドイツにおける分権化と環境行政」、「ドイツ連邦制度改革における財政改革」季刊環境研究 149 号 145 - 151 頁、152 - 157 頁 (日立環境財団, 5 月)

「私人による『公権力の行使』」法律時報 80 巻 8 号 101 - 104 頁 (日本評論社, 6 月)

「情報公開法・個人情報保護法」法律時報 80 巻 10 号 28 - 33 頁 (日本評論社, 8 月)

判例評釈:「健康保険法上の個別指導に際して同僚医師の同席を求めることはできないとした事例」TKC ローライブラリー・速報判例解説 (<https://www.e-japanlaw.jp/commentary/pdf/2008-1-24-1.pdf>) (株)TKC, 1 月)

「国歌斉唱にかかる職務命令違反を理由とした再雇用拒否を国賠法上違法とした事例」TKC ローライブラリー・速報判例解説 (https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/2008-4-23-1_tkc.pdf) (株)TKC, 4 月)

「国歌斉唱にかかる職務命令違反を理由とした再雇用合格通知取消しを適法とした事例」、「信義則違反等を理由に住民票の職権消除を仮に差し止めた事例」、「健康保険法上の個別指導に際して同僚医師の同席を求めることはできないとした事例」速報判例解説 vol.2 33 - 36 頁、49 - 52 頁、73 - 76 頁 (日本評論社, 4 月)

「市の派遣職員の給与を派遣法によらずに補助金等で支出したことを住民訴訟上違法とした事例」TKC ローライブラリー・速報判例解説 (https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/2008-7-29-1_tkc.pdf) (株)TKC, 7 月)

「国歌斉唱にかかる職務命令違反を理由とした再雇

用拒否を国賠法上違法とした事例」、「市の派遣職員の給与を派遣法によらずに補助金等で支出したことを住民訴訟上違法とした事例」速報判例解説 vol.3 57 - 60 頁、61 - 64 頁 (日本評論社, 10 月)

「開発区域周辺に開発利益を有する者に開発許可差止訴訟における原告適格を認めた事例」TKC ローライブラリー・速報判例解説 (https://www.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-020350244_tkc.pdf) (株)TKC, 11 月)

その他:(共著)「学界回顧 (行政法)」法律時報 80 巻 13 号 22 - 30 頁 (日本評論社, 11 月)

研究助成:科学研究費補助金若手 (B)「行政と市民の『協働』に対する法的統制のあり方」

浪花健三教授

著書:(共著)『税理士のための法律講座』(大蔵財務協会, 3 月)

『演習ノート 租税法』(補訂版) (法学書院, 10 月)

指定討論者:「金完石教授報告『地方税法と地法条例との関係』に対する指定討論者」日韓税務共同研究会, ソウル市立税務大学院 (9 月)

淵野貴生准教授

論文:「裁判員の公平性保障と報道の自由のあり方」朝日総研レポート AIR21 215 号 2 - 23 頁 (朝日新聞社, 4 月)

判例評釈:「判決確定後の勾留取消し申立てが認められなかった事例」法学セミナー増刊速報判例解説 3 号 237 - 240 頁 (日本評論社, 4 月)

「搜索差押令状執行中に配達された荷物に対する令状に基づく搜索の可否」法律時報 80 巻 6 号 109 - 113 頁 (日本評論社, 6 月)

講演:「精神障害をめぐる報道と人権」滋賀県精神保健福祉センター, フェリエ南草津 (3 月)

「適正な刑事手続の保障とマスメディア」裁判員制度下における報道のあり方シンポジウム, 愛知県弁護士会 (11 月)

学会報告:「更生保護基本法要綱試案について」司法福祉学会, 九州大学 (8 月)

その他:「裁判員制度」内田博文・佐々木光明編『市民と刑事法〔第 2 版〕』178 - 188 頁 (日本評論社, 2 月)

堀雅晴教授

論文:「私立大学における大学ガバナンスと私学法制をめぐる歴史的検証: 2004 年改正私学法の総合的理解のために」立命館法学 316 号 220-289 頁 (立命館大学法学会, 3 月)

翻訳:「多文化的環境における行政学の将来: アン
グロ・サクソン、ラテン、東アジアそしてスカン
ジナビアの行政的諸伝統からの教訓」立命館法学
317号 561 - 573 頁 (立命館大学法学会, 6月)

学会記録:「2007年学界展望: 行政学・地方自治」
年報政治学 2008 - II 323-326 頁 (木鐸社, 12月)

学会報告:「被占領期における中央教育行政の再構
築: ガバナンス論の源流を求めて」日本行政学会
2008年度総会研究会, 日本行政学会, 成蹊大学 (5
月)

研究助成: 科学研究費基盤研究 (B)

正木宏長准教授

論文:「水道事業の民間化の法律問題」立命館法学
317号 1 - 52 頁 (立命館大学法学会, 6月)

松井芳郎教授

著書: (共編)『ベーシック条約集』2008年度版
xxii + 1260 頁 (東信堂, 4月)

講演:「ウィーン条約の解釈について」弁護士研修
講座, 大阪弁護士会, 大阪弁護士会館 (7月)

研究助成: 科学研究費補助金・基盤研究 (B)

その他: 国際法学会「国際関係法教育検討委員会」
委員長

松本克美教授

論文:「戦後補償の現在とこれから」法律時報増刊
改憲・改革と法自由・平等・民主主義が支える国家・
社会をめざして 286 - 295 頁 (日本評論社, 5月)

「消滅時効の起算点・中断・停止の立法について」
法律時報増刊 民法改正を考える 103 - 105 頁 (日本
評論社, 9月)

講演: "Aktuelle Probleme im Bereich des
Haftungsrechts in Japan - besonders die Haftung der
Architekten und Ärzte" Ringsvorlesung,
Regensburg Universität, Ringsvorlesung - Recht
und Gesellschaft in Deutschland und Japan,
Regensburg Universität, Juristische Fakultät,
Regensburg Universität (5月)

その他: ベルリン・フンボルト大学にて在外研究 (9
月まで)

ドイツ・ベルリンにて女性と人権支援団体等の調
査 (専門職大学院等教育推進プログラム・地域密
着型司法臨床教育の模索と拡充, 3月)

ポーランド・クラクフ、ドイツ・ベルリン、ライ
プツヒ、ハレ、フランクフルト等にてホロコー
スト関連施設、女性と人権支援団体等の調査 (専
門職大学院等教育推進プログラム・地域密着型司

法臨床教育の模索と拡充, 8 ~ 9月)

三木義一教授

著書: (共著)『よくわかる国際税務入門』(有斐閣,
2月)

『よくわかる税法入門: 税理士・春香のゼミナール』
(有斐閣, 3月)

宮脇正晴准教授

論文:「著名商標の保護」日本工業所有権法学会年
報 31号 99 - 122 頁 (有斐閣, 6月)

「不正競争防止法による著作物の題号の保護」斉藤
博先生御退職記念論集『現代社会と著作権法』379
- 404 頁 (弘文堂, 6月)

「商標法上の商品概念をめぐる考察」I.P. Annual
Report 知財年報 2008 243 - 251 頁 (弘文堂, 12月)

判例研究:「1972年2月15日より前に作成された
録音物に対するニューヨーク州のコモンロー著作
権による保護は、当該録音物がその本源地である
英国においてパブリック・ドメインに帰している
という事情により否定されることはない」とされた
例」アメリカ法 2007-2号 326 - 330 頁 (3月)

「ロックバンド関連商品における「商標としての使
用」」速報判例解説 2号 291 - 295 頁 (5月)

「不正競争防止法上の「営業」概念」『小松陽一郎
先生還暦記念 最新判例知財法』477 - 489 頁 (青林
書院, 10月)

「フリーペーパーの商標法上の『商品』該当性」速
報判例解説 3号 247 - 250 頁 (10月)

村上弘教授

論文:「道州制は巨大州の夢を見るか—22州案を含
む道州制モデルの比較検討」立命館法学 315号 236
- 298 頁 (立命館大学法学会, 2月)

「公共性について」立命館法学 316号 345-399 頁 (立
命館大学法学会, 3月)

講演:「道州制のデメリットと区割り」自民党本部,
北陸経済団体 (金沢), 三重県, 静岡総合研究機構,
京都府, 中国経済団体 (広島)

その他: 滋賀県景観審議会委員, 向日市個人情報
保護審査会委員

村田敏一教授

論文:「会社法における株主平等原則 (109条1項)
の意義と解釈」立命館法学 316号 400 - 448 頁 (立
命館大学法学会, 3月)

「新保険法立法の意義と課題—体系論的視座を中心
として—」保険学雑誌第 600号 記念号 101-119 頁 (日
本保険学会, 3月)

「『指針』以後一現実主義者の買収防衛策論—有事導入・発動型防衛策の再評価を中心に—」ニッセイ基礎研「所報」Summer2008 Vol.50 127-146 頁（ニッセイ基礎研究所，6月）

「絶対的強行規定・片面的強行規定・任意規定—新保険法の構造分析の視点—」保険学雑誌第602号 129-148 頁（日本保険学会，9月）

解説：「保険の意義と保険契約の類型、他法との関係」別冊金融・商事判例 新しい保険法の理論と実務 28-39 頁（経済法令研究会，10月）

判例評論：「被害者が人身傷害保障保険契約に基づき保険金の支払いを受けた後に加害者に対する損害賠償請求を提起した場合において、保険者の代位取得する被害者の加害者に対する損害賠償請求権の範囲」私法判例リマックス no.36 2008〔上〕平成19年度判例評論 106-109 頁（日本評論者，2月）

学会報告：「絶対的強行規定・片面的強行規定・任意規定—新保険法の構造分析の視点」日本保険学会関西部会，日本保険学会，神戸大学（6月）

講演：「新保険法立法の意義と課題—体系論的視座を中心として—」関西保険学セミナー，生命保険文化センター，富士火災保険本店（1月）

研究会報告：「保険の意義と保険契約の類型、他法との関係」生保・金融法制研究会，生命保険文化センター，日本生命保険本店（5月）

望月爾准教授

論文：「日本の消費税の仕入税額控除」ソウル法学第15巻2号 154-175 頁（ソウル市立大学法学研究科，2月）

「日本の法人税の現状と課題」租税と法第1巻1号 123-150 頁（ソウル市立大学税務大学院，6月）

研究会報告：「アメリカにおける世代間の富の移転への課税とエステイト・プランニング」信託法研究会（立命館大学，6月）

「グローバル化と税制——国際連帯税としての航空券税と通貨取引税を中心に」グローバル化と公共性研究会（立命館大学，9月）

山名隆男教授

著書：（共著）『税務明解 相続税・贈与税』（清文社，7月）

講演：「和解の税務」弁護士会会員研修，京都弁護士会業務対策委員会，京都弁護士会館（2月）

「相続事件は税金に要注意」中弁連夏季研修，日本弁護士連合会・中部弁護士連合会，福井ワシントンホテル（8月）

その他：所得税更正処分取消請求事件 鑑定意見書（4月14日付）、再意見書（11月30日付）作成

吉村良一教授

論文：「景観の私法上の保護における地域的ルール」立命館法学 316号 449-418 頁（立命館大学法学会，3月）

「環境被害救済制度のあり方」法の科学 39号 140-146 頁（民主主義科学者協会法律部会，9月）

「不法行為法の改正をどのように考えるか」法律時報臨時増刊 民法改正を考える 337-339 頁（日本評論社，9月）

その他：「公害と人権」法学セミナー 2008年10月号 1 頁（日本評論社，10月）

シンポジウム報告：「民法学から見た公法私法の交錯・協働」法における公と私，日本学術会議法学委員会，上智大学（7月）

大会報告：「大気汚染被害の新たな救済制度について」環境会議水島大会，日本環境会議，倉敷芸術工科大学（9月）

渡辺惺之教授

論文：「涉外実親子関係の国際裁判管轄と準拠法」野田愛子・梶村太一編『新家族法実務体系2』639-662 頁（新日本法規出版，2月）

「調停事件の外国における効力」野田愛子・梶村太一編『新家族法実務体系5』500-513 頁（新日本法規出版，2月）

「国際的なPL訴訟の裁判管轄問題」日本機械輸出組合『台湾、インド、オーストラリアの最新PL制度状況』平成19年度事業報告書 74-88 頁（5月）

判例評釈：涉外家事判例評釈（1）「離婚準拠法が協議離婚を許容するが、離婚意思の公的機関による確認を要求する場合に、日本で行われた協議離婚の効力—日本在住の中国人夫婦の協議離婚の無効確認請求大阪家判平成19年9月10日（平成18年（家ホ）191号離婚無効確認請求事件）」戸籍時報 630号 2 頁（8月）

翻訳：エナ・マルリス・バヨンス「オーストリーにおける国際裁判管轄の立法と判例の展開」立命館法学 317号 515-560 頁（立命館大学法学会，6月）（共訳）ゲルハルト・リース「ドイツにおける契約自由の原則の展開について」立命館法学 317号 505-514 頁（立命館大学法学会，6月）

講演等：「ルガノ条約の世界化の可能性とその問題点」第9回日韓国際私法シンポジウム，韓国大法院会議室（6月）

「コンテンツの流動化と知財制度の課題」モデレーター アジア・イノベーション分科会，日本知財学会，日本大学法学部本館（6月）
「日本及び韓国からみた知的財産に関する国際私法原則（2）―国際裁判管轄権―」第8回知的財産法

・国際私法シンポジウム，早稲田大学9号館会議室（12月）
その他：「検証第2回新司法試験 国際関係法（私法系）」ロースクール研究11号135 - 139頁（民事法研究会，9月）

Media
Coverage II

学術交流・研究活動

2009 年 1 月～ 3 月

■法学部定例研究会：

- 1 月 14 日 大久保史郎教授退職記念講義：大久保史郎氏「戦後人権と憲法学—戦後人権論の視点—」
- 1 月 16 日 安本典夫教授退職記念講義：安本典夫氏「都市法とは何か」
- 1 月 30 日 民事法研究会：谷本圭子氏「不当条項規制と契約解消後の清算」
- 3 月 17 日 民事法研究会：田村陽子氏「事実認定の客観化」

新

刊

図

書



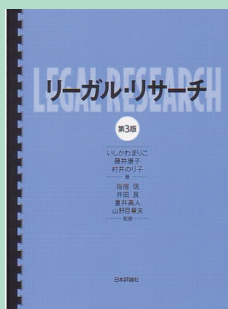
『よくわかる国際税務入門』
三木義一ほか 著
有斐閣 2008年2月発行
¥ 2,100 (税込)



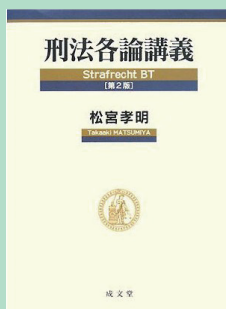
『民事訴訟法の継受と伝播』
出口雅久 編集
信山社 2008年2月発行
¥ 7,000 (税込)



『よくわかる税法入門 第4版
一税理士・春香のゼミナール』
三木義一 著
有斐閣 2008年3月発行
¥ 2,100 (税込)



『リーガル・リサーチ 第3版』
指宿信ほか 監修
日本評論社 2008年3月発行
¥ 1,785 (税込)



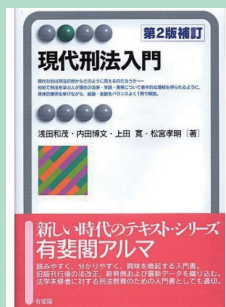
『刑法各論講義 第2版』
松宮孝明 著
成文堂 2008年3月発行
¥ 3,675 (税込)



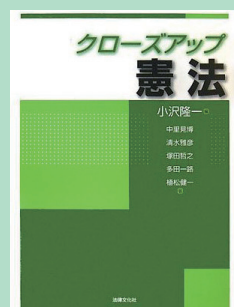
『ベーシック条約集〈2008〉』
松井芳郎 編集
東信堂 2008年3月発行
¥ 2,730 (税込)



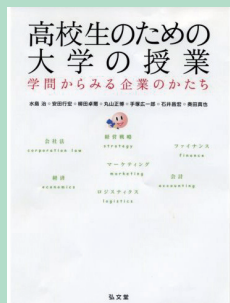
『未完の刑法—ソビエト刑法
とは何であったのか』
上田寛ほか 著
成文堂 2008年4月発行
¥ 6,615 (税込)



『現代刑法入門 第2版補訂』
浅田和茂、上田寛、松宮孝明ほか 著
有斐閣 2008年4月発行
¥ 1,995 (税込)



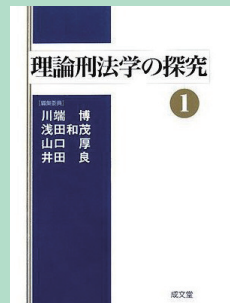
『クローズアップ憲法』
多田一路ほか 著
法律文化社 2008年4月発行
¥ 2,625 (税込)



『高校生のための大学の授業
-学問からみる企業のかたち-』
水島治ほか 著
弘文堂 2008 年 4 月発行
¥ 2,625 (税込)



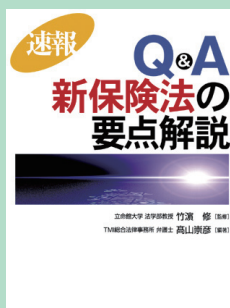
『年報・日本現代史 第13号』
赤澤史朗 編纂
現代史料出版 2008 年 5 月発行
¥ 3,780 (税込)



『理論刑法学の探究〈1〉』
浅田和茂ほか 編集
成文堂 2008 年 6 月発行
¥ 3,150 (税込)



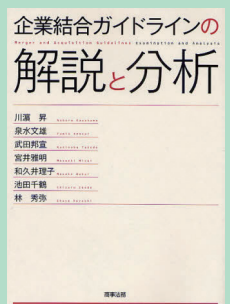
『現代の裁判 第5版』
市川正人ほか 著
有斐閣 2008 年 7 月発行
¥ 1,785 (税込)



『速報 Q&A 新保険法の要点解説』
竹濱修 監修
金融財政事情研究会
2008 年 7 月発行
¥ 3,150 (税込)



『日本型教育システムの誕生』
徳久恭子 著
木鐸社 2008 年 7 月発行
¥ 4,725 (税込)



『企業結合ガイドラインの
解説と分析』
宮井雅明ほか 著
商事法務 2008 年 7 月発行
¥ 4,725 (税込)



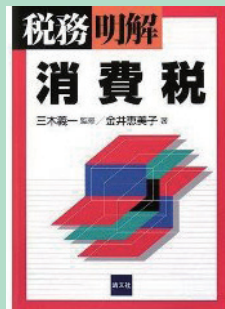
『詳解 不動産仲介契約』
岡本正治ほか 著
大成出版社 2008 年 8 月発行
¥ 8,400 (税込)



『税務明解 財産評価』
三木義一 監修
清文社 2008 年 8 月発行
¥ 2,520 (税込)



『税務明解 所得税』
三木義一 監修
清文社 2008年8月発行
¥ 2,940 (税込)



『税務明解 消費税』
三木義一 監修
清文社 2008年8月発行
¥ 2,940 (税込)



『税務明解 相続税・贈与税』
山名隆男 著 三木義一 監修
清文社 2008年8月発行
¥ 2,520 (税込)



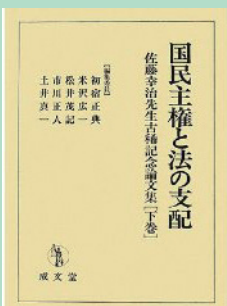
『税務年明解 法人税』
三木義一 監修
清文社 2008年9月発行
¥ 3,150 (税込)



『演習ノート 租税法 補訂版』
三木義一 編集
法学書院 2008年9月発行
¥ 2,520 (税込)



『国民主権と法の支配—佐藤幸
治先生古稀記念論文集(上巻)』
市川正人ほか 編集
成文堂 2008年10月発行
¥ 10,500 (税込)



『国民主権と法の支配—佐藤幸
治先生古稀記念論文集(下巻)』
市川正人ほか 編集
成文堂 2008年10月発行
¥ 10,500 (税込)



『税務明解 地方税
(税務明解シリーズ)』
三木義一 監修
清文社 2008年10月発行
¥ 2,940 (税込)



『ブリッジブック 国際人権法』
薬師寺公夫ほか 著
信山社 2008年11月発行
¥ 2,625 (税込)



『ハイブリッド刑法各論』
松宮孝明 編集
法律文化社 2009 年 1 月発行
¥ 3,570 (税込)



『ハイブリッド刑法総論』
松宮孝明 編集
法律文化社 2009 年 1 月発行
¥ 3,465 (税込)



『新経済刑法入門』
浅田和茂、松宮孝明ほか 著
成文堂 2009 年 1 月発行
¥ 3,150 (税込)



『家族法の歩き方』
本山敦 著
日本評論社 2009 年 2 月発行
¥ 2,730 (税込)



『法情報サービスと図書館の
役割 (情報とメディア)』
指宿信 著
勉誠出版 2009 年 3 月発行
¥ 2,100 (税込)



立命館ロー・ニュースレター

第56号 (2009年3月)

編集：立命館大学法学部

ニュースレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会。

立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL. 075-465-8177

FAX. 075-465-8294

URL. <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rindex.htm#nl>